

「静岡県治山必携（技術基準編）」の一部改正について

新 旧 対 照 表

改 正 前		改 正 後	
16 その他 2 積算		16 その他 2 積算	
板状排水材取付の積算歩掛の根拠	平成29年3月15日付け森保第1046号「コンクリートブロック積工の歩掛について」 2 (2) ③吸出防止材（全面）設置歩掛の山林砂防工を普通作業員に読み替えて準用する。	板状排水材取付の積算歩掛の根拠	森林整備保全事業標準歩掛の、コンクリートブロック積工3 (2) ③吸出防止材（全面）設置歩掛を準用する。

(改正理由)

コンクリートブロック積工の歩掛が標準歩掛に新設されたため。